

人材紹介基本契約 弊社ひな形 抜粋

1. 採用決定者が、入社後に自己都合による退職、自己の責に帰する事由による解雇により離職した場合、乙は、甲に対し、次の基準に従い本件報酬を返還するものとする。
 - 入社後1箇月未満の場合:本件報酬の100%
 - 入社後1箇月以上3箇月未満の場合:本件報酬の50%
 - 入社後3箇月以上6箇月未満の場合:本件報酬の20%
2. 前項の規定は、離職の理由が、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約と著しく異なる場合その他雇用保険法または厚生労働省令に定める特定受給資格者となる事由に該当する、またはそれに準じる場合には適用しない。